

一般廃棄物処理基本計画 概要版

～海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合～

平成 30 年 3 月

《一般廃棄物処理基本計画 本編の構成》

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置付け

第 2 章 海老名市・座間市・綾瀬市の概要

1. 自然的特性
2. 社会的特性

第 3 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 基本方針

1. 将来の目指すべき姿
2. 基本方針

第 2 節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理のフロー
2. ごみ処理体制
3. ごみ処理の実績
4. 各施策の実施状況の評価
5. 国及び県の動向
6. ごみ処理の評価

第 3 節 ごみ処理基本計画

1. ごみの発生量及び処理量の予測
2. ごみ処理の課題
3. 本計画の目標値
4. ごみの発生抑制・排出抑制・減量化・資源化
5. 処理計画
6. その他

第 4 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 生活排水処理の現状

1. 生活排水処理のフロー
2. 生活排水処理体制
3. 生活排水処理の実績

第 2 節 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理行政の動向
 2. 前計画における基本方針及び生活排水処理の目標
 3. 発生・排出管理計画
 4. 収集・運搬計画
 5. 中間処理計画
 6. 最終処分計画
 7. 事業運営計画
-

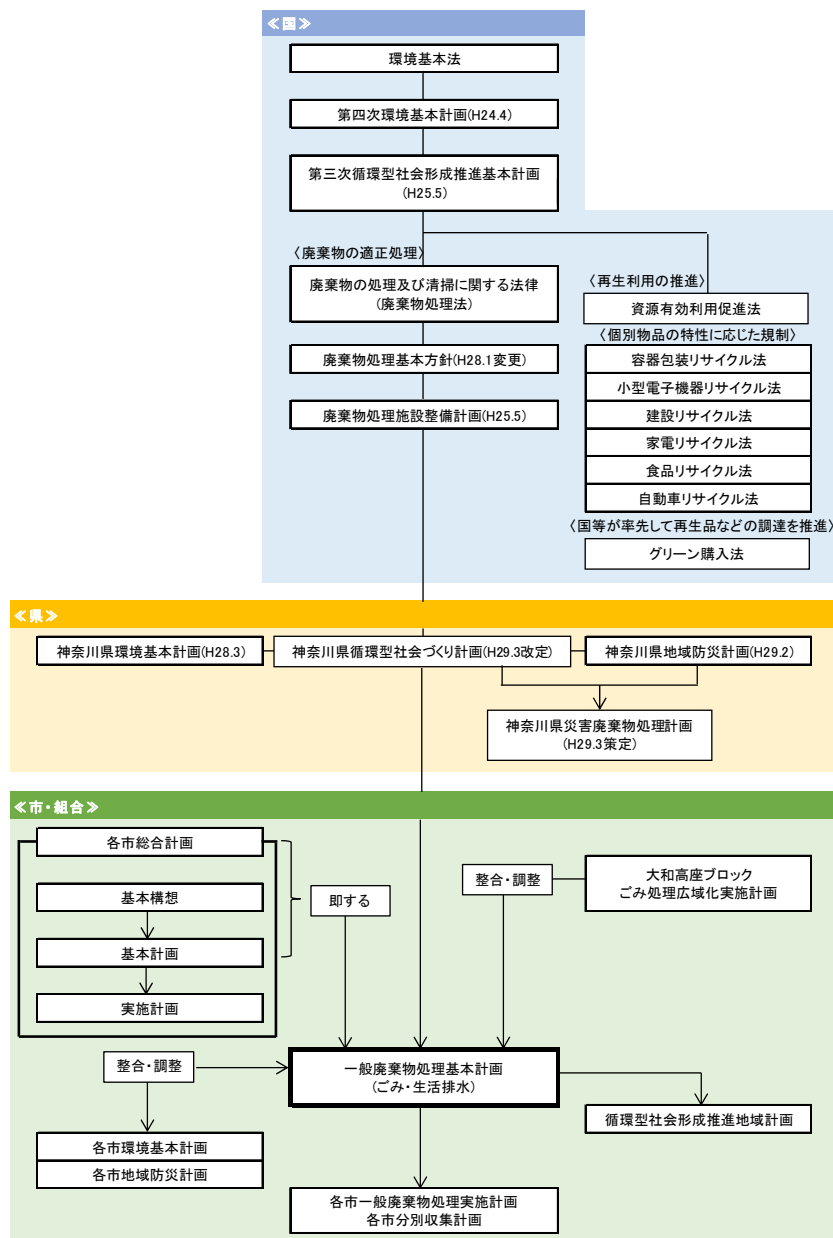
第1章 計画策定の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、海老名市、座間市、綾瀬市（以下、「三市」という。）は、高座清掃施設組合（以下、「組合」という。）を組織し、一般廃棄物を共同処理していることから、共通の基本計画を平成19年度に策定し、平成24年度に改定を行っています。計画の目標年度は平成39年度となっており、環境省が平成28年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」（以下、「策定指針」という。）に、基本計画は、概ね5年ごとに改定することが示されていることから、今回、平成24年度改定の基本計画（以下、「前計画」という。）を再度改定するものです。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け



(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、海老名市、座間市、綾瀬市の全域とします。

(3) 計画の範囲

廃棄物の種類は、一般廃棄物と産業廃棄物とに大別できますが、本計画の対象とする廃棄物は、一般廃棄物です。

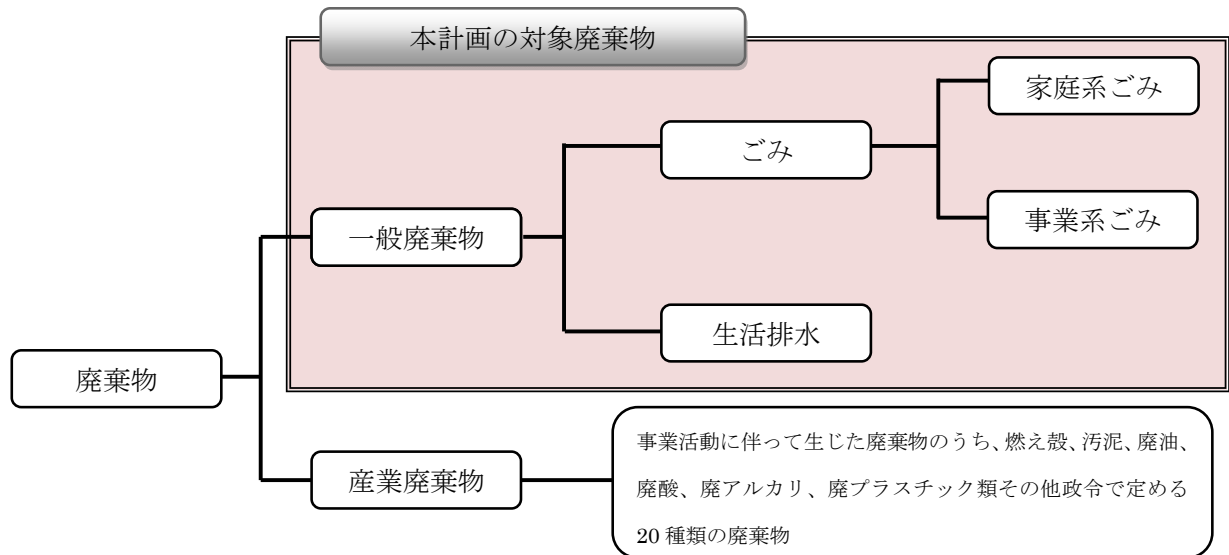


図2 一般廃棄物処理基本計画の対象とする廃棄物

(4) 計画目標年次

本計画の計画目標年度は前計画と同様平成39年度とし、中間目標年度を平成33年度とします。

計画目標年度：平成39年度（2027年度）
中間目標年度：平成33年度（2021年度）

第2章 海老名市・座間市・綾瀬市の概要

1. 自然的特性

海老名市、座間市、綾瀬市は、神奈川県ほぼ中央に位置しており、面積は海老名市が26.59km²、座間市が17.57km²、綾瀬市が22.14km²となっています。



図3 海老名市・座間市・綾瀬市の位置図

2. 社会的特性

(1) 人口及び世帯数

海老名市、綾瀬市の人口及び世帯数、座間市の世帯数は僅かに増加しており、座間市の人口は平成24年度を頂点に減少傾向が見られます。

一世帯あたりの人口は構成市のいずれも減少で推移しています。

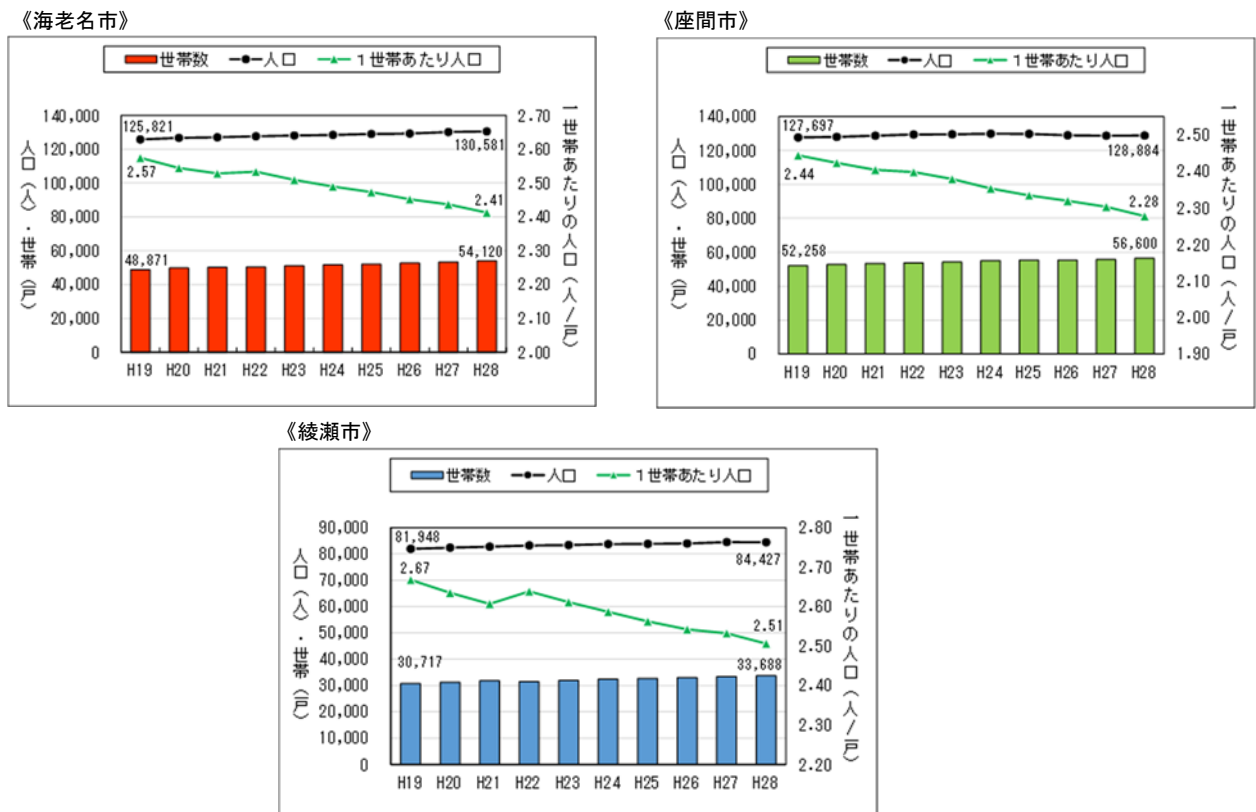


図4 海老名市・座間市・綾瀬市の人口及び世帯数の推移

(2) 産業

三市の事業所数及び従業者数は、いずれも平成24年度に減少しましたが平成26年度には増加しています。特に海老名市の事業所数と従業者数の増加が顕著となっています。

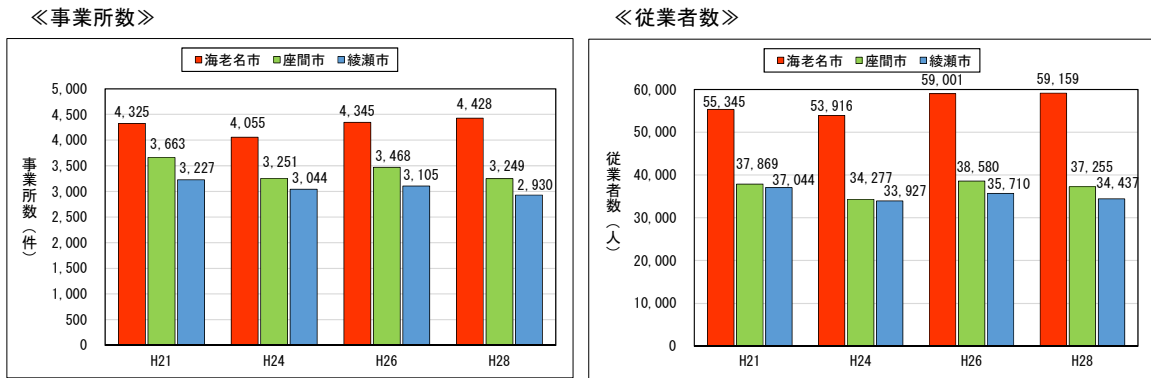


図5 三市の事業所数及び従業者数

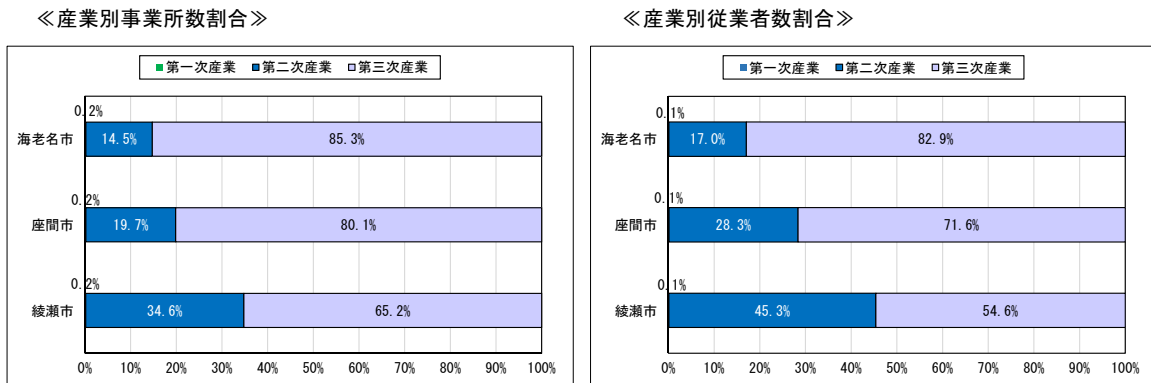


図6 三市の産業別事業所数及び従業者数の構成割合

第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

(1) 将来の目指すべき姿

**市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく
資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します**

(2) 基本方針

将来の目指すべき姿を実現するため、以下に示す基本方針を定め、各種施策を実行します。

基本方針Ⅰ 情報の共有と信頼関係の更なる強化

・市民・事業者・行政が目指すべき姿や情報を共有し信頼関係をさらに向上させます。

基本方針Ⅱ 資源循環型システムの構築

・市民・事業者・行政の協働による資源循環型システムを構築します。

基本方針Ⅲ 公平な役割分担と新たな施策

・公平な役割分担に基づく三市協働による新たな視点からの施策を推進します。

基本方針Ⅳ 計画進行管理と危機管理

・本計画の進行管理及び災害時における危機管理・災害廃棄物処理計画を整備します。

《将来の目指すべき姿》

- 市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく資源循環型の海老名・座間・綾瀬地域を目指します。

本計画における基本方針

- 基本方針Ⅰ…情報の共有と信頼関係の更なる強化
- 基本方針Ⅱ…資源循環型社会システムの構築
- 基本方針Ⅲ…公平な役割分担と新たな施策
- 基本方針Ⅳ…計画進行管理と危機管理

A. 発生抑制・減量化・資源化計画

1. ごみの発生抑制に関する施策

ごみの排出抑制に関する施策

ごみ・環境情報の共有化

ごみの排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等

ごみの発生・排出抑制への支援拡充

2. リサイクルの推進に関する施策

ごみの適正排出・再使用・再資源化の推進

協働のための支援

構成三市と組合との連携

B. 処理計画

1. 三市の役割分担等

三市の公平な役割分担

2. 収集・運搬

安心・安全で環境に配慮した収集・運搬体制の推進

経済的手法などの検討・導入

3. 中間処理

安心・安全で環境に配慮した中間処理体制の推進

4. 最終処分

焼却灰の資源化推進等

C. その他

1. 計画進行管理

本計画の進行管理

2. 災害廃棄物処理計画

災害時における危機管理対応と災害廃棄物処理計画の整備

図7 ごみ処理基本計画の施策体系図

2. ごみ処理の現況及び課題

(1) ごみ総排出量

平成 28 年度における「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」を併せた「ごみ総排出量」は、三市全体で 96,900 トンとなっています。

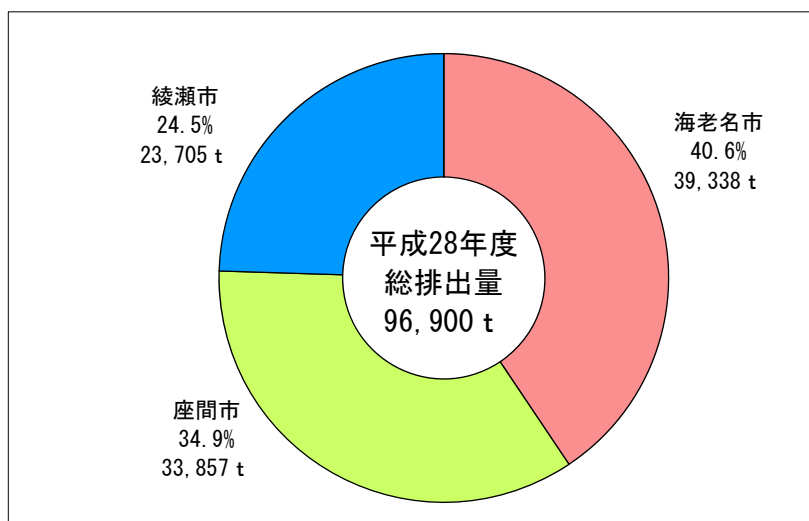


図 8 ごみ総排出量の排出割合(三市全体)

平成 28 年度の一人一日あたりのごみ総排出量は、海老名市が 825 グラム、座間市が 720 グラム、綾瀬市が 769 グラムとなっており、国及び県全体で見た値（※平成 27 年度データが最新）の同年度との比較では、三市とも少ない状態となっています。

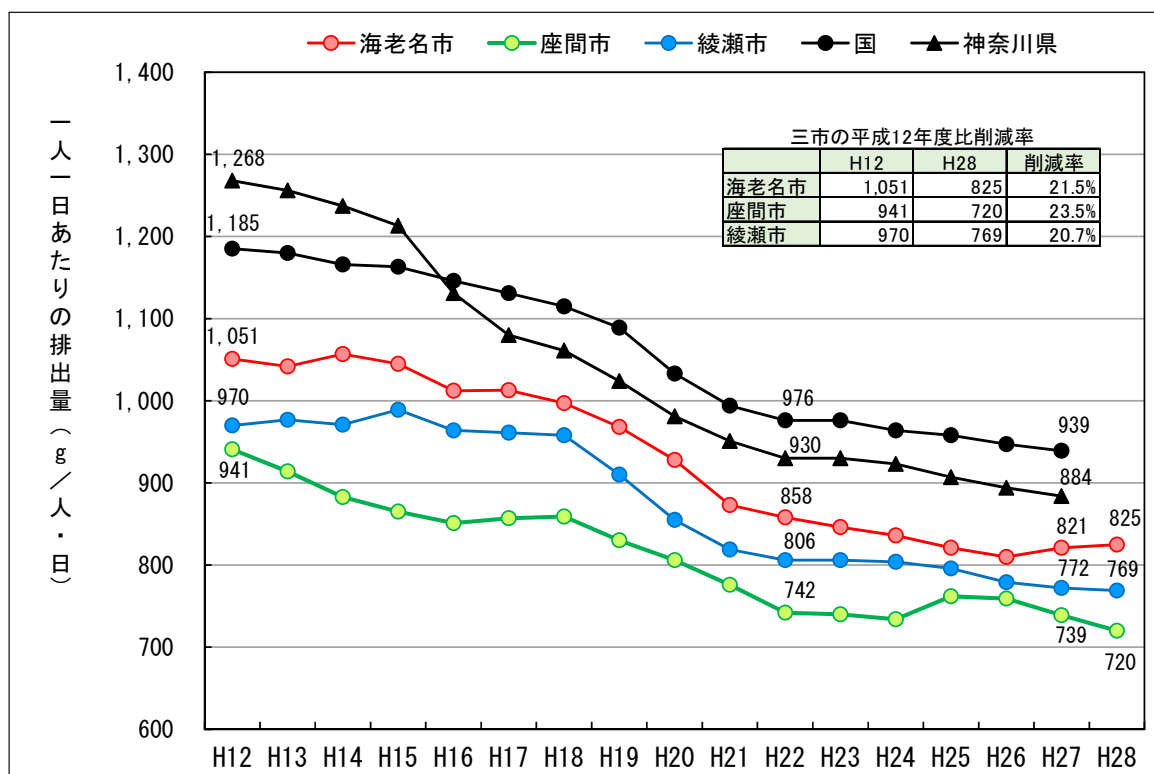


図 9 一人一日あたりのごみ総排出量の推移

(2) 家庭系ごみの排出量

平成 28 年度における三市全体の家庭系ごみ排出量は 80,632 トンとなっており、三市それぞれの排出割合は、海老名市が約 38%、座間市が約 37%、綾瀬市が約 24%となっています。

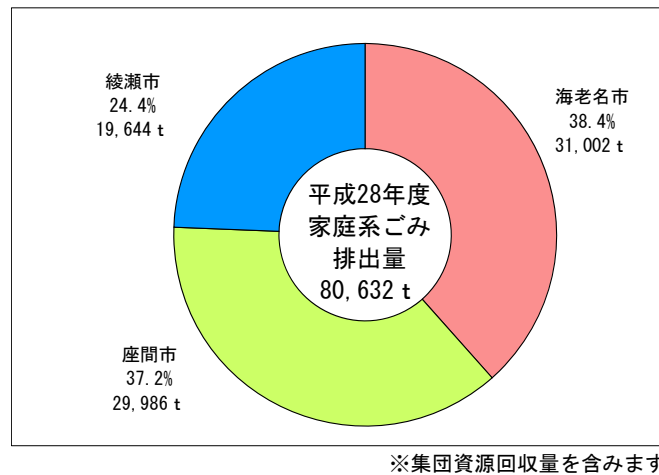


図 10 家庭系ごみ排出量及び排出割合 (三市全体)

(3) 事業系ごみの排出量

平成 28 年度における三市の事業系ごみ排出量は 16,268 トンで、三市の排出割合は、海老名市が約 51%、座間市が約 24%、綾瀬市が 25%となっています。

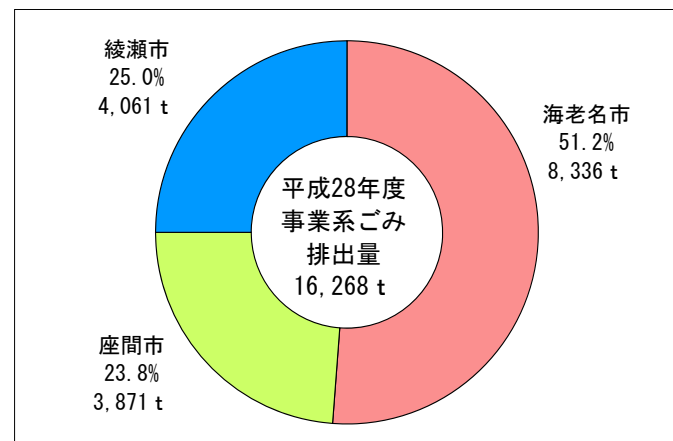


図 11 事業系ごみ排出量及び排出割合 (三市全体)

(4) 資源化の実績

三市を合わせた資源化量の総量は、平成 18 年度をピークに減少傾向にあります。

平成 28 年度現在の総資源化量は約 30,000 トン、リサイクル率は約 31%となっています。

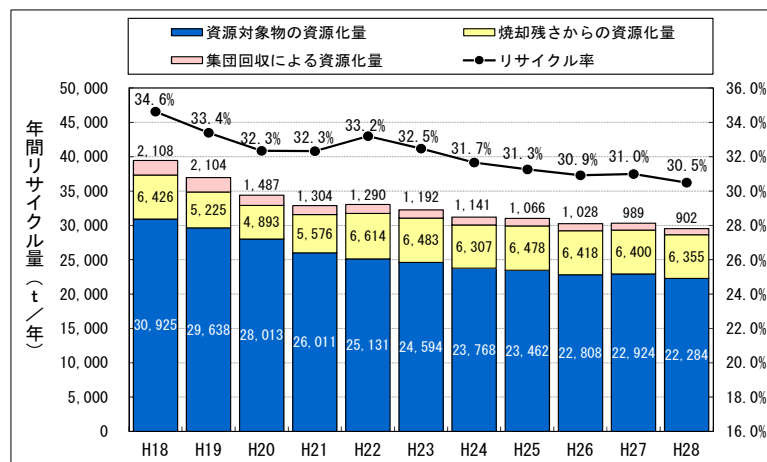


図 12 三市の資源化量の推移 (三市全体)

(5) ごみ処理の課題

ごみ処理に関する課題は、以下に示すとおりです。

《ごみ処理などに関する情報の共有と信頼関係に関する課題》

課題1：ごみ問題、リサイクル等に関する更なる情報発信

課題2：各市及び組合のリサイクルプラザの利活用

課題3：市民・事業者・行政の更なる信頼関係の構築

《ごみの発生抑制・資源化などに関する課題》

課題4：生ごみ（厨芥類）の排出量削減

課題5：家庭系ごみ一人一日あたり排出量の更なる削減

課題6：事業系ごみ排出量の早急かつ更なる減量化

課題7：リサイクル率の更なる向上

課題8：焼却量目標値の未達成、新ごみ処理施設稼働へ向けた更なる焼却量の削減

《ごみの適正処理に関する課題》

課題9：福祉行政等との連携による施策の拡充

課題10：組合の新ごみ処理施設稼働までの現行施設における維持管理
及び新施設での適正処理の実施

課題11：各市の資源化センター等における適正な資源化の推進

課題12：最終処分場確保の可能性に関する検討

課題13：ごみ処理経費の削減

《その他の課題》

課題14：計画進行管理の実施

課題15：災害廃棄物処理計画の検討

3. 本計画の目標値

(1) 減量化・資源化等の数値目標

本計画では、以下の項目について目標値を設定します。

【本計画で将来目標として設定する項目】

1. 一人一日あたりの家庭系ごみの減量化量
2. 事業系ごみの減量化量（年間排出量）
3. 焼却量（年間焼却量と一人一日あたりの焼却量及び各削減率）
4. 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量（新規目標）
5. リサイクル率

① 一人一日あたりの家庭系ごみの減量化量

前計画で目標として挙げていた「一人一日あたりの家庭系ごみの減量化量」については、各市とも既に目標を達成している状況です。したがって、平成 39 年度までこの水準を維持することとします。

一方で、平成 31 年度に組合の新ごみ処理施設が稼働予定となっていますが、現状のままでは新施設で対応できなくなる可能性があり、家庭系ごみ中の可燃ごみについて更なる減量化が必要となっています。したがって、本計画において新たに家庭系可燃ごみの減量化目標（「④一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量（P13）」参照）を設定します。

② 事業系ごみの減量化量（年間排出量）

国では、事業系ごみの減量化目標を平成 27 年度までに平成 12 年度比で約 20%削減することとしていましたが、新たに平成 25 年 5 月に策定した「第 3 次循環型社会形成推進基本計画」において、平成 32 年度までに平成 12 年度比で約 35%削減することとしています。

海老名市及び綾瀬市では、現状のまま推移した場合、事業系ごみの排出量は更に増加する可能性があります。一方、座間市では、排出量の増減が激しく現状の傾向から将来の見通しを立てることが難しいため、今後も減少せず現在の排出量のまま推移することとしています。

また、各市の事業所数と就業者数は増加傾向を示していることから、今後、事業系ごみの排出量の増加が懸念されます。

前計画では、海老名市、綾瀬市について、平成 12 年度比 20%削減量を当初の計画基準年度(平成 22 年度)の排出量から除いた数値を中間目標年度（平成 33 年度）の減量化目標値として設定し、さらに 100 トン削減した値を計画目標年度（平成 39 年度）の目標値として設定していました。

そこで、本計画においてもこの考えを維持し、計画基準年度を平成 28 年度に置いて目標値を設定します。なお、座間市についても同様とします。

表1 事業系ごみの削減目標量

	実績(t/年)			本計画の削減目標量			
	平成 12年度	平成 22年度	平成28年度 ※()内は、 平成12年度 比20%削減 値 (A)	平成33年度 (中間目標年度)		平成39年度 (計画目標年度)	
				減量化 目標値 (B)	削減 目標量 (A-B)	減量化 目標値 (C)	削減 目標量 (A-C)
海老名市	6,545t	6,845t	8,336t (5,236t)	5,245t	約 3,100t	5,145t	約 3,200t
座間市	5,040t	2,534t	3,871t (4,032t)	2,534t	約 1,300t	増加 抑制	約 1,300t
綾瀬市	3,215t	3,761t	4,061t (2,572t)	2,562t	約 1,500t	2,462t	約 1,600t
三市全体	14,800t	13,141t	16,267t	10,341t	約 5,900t	10,141t	約 6,100t

③ 焼却量

将来の焼却量の見通しによると、平成33年度の将来人口については、前計画の将来人口に比べて約1,400人少ないものの、平成39年度では前計画より約1,500人多い見通しとなることが見込まれ、また、平成28年度までの近年の事業系ごみが増加傾向を示していること、事業所数の増加も見られることから、今後、焼却量についても増加することが考えられます。

本計画では前計画で定めた減量化、資源化の目標値に向けた施策を更に推進することにより、焼却量の目標値についても引き続き前計画で定めた目標値を目指します。

a) 年間焼却量及び削減率の目標値

本計画で目指す年間焼却量及び年間焼却量削減率の目標値は、表2に示すとおりです。

表2 年間焼却量及び削減率の目標値

	平成33年度 (中間目標年度)		平成39年度 (計画目標年度)	
	年間焼却量	削減率 (平成12年度比)	年間焼却量	削減率 (平成12年度比)
海老名市	約 25,000t/年	約 25%	約 24,000t/年	約 26%
座間市	約 22,000t/年	約 35%	約 21,000t/年	約 37%
綾瀬市	約 15,000t/年	約 28%	約 14,000t/年	約 32%
三市全体	約 62,000t/年	約 29%	約 59,000t/年	約 32%

※焼却量=可燃ごみ+粗大・不燃ごみ処理後の可燃残さ
(事業系ごみを含む)

b) 一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値

本計画で目指す一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値は、表 3 に示すとおりです。

表 3 一人一日あたりの焼却量及び削減率の目標値

	平成 33 年度 (中間目標年度)		平成 39 年度 (計画目標年度)	
	一人一日あたりの 焼却量	削減率	一人一日あたりの 焼却量	削減率
海老名市	約 504g/人・日	35%	約 496g/人・日	36%
座間市	約 477g/人・日	35%	約 474g/人・日	35%
綾瀬市	約 486g/人・日	33%	約 482g/人・日	33%
三市全体	約 490g/人・日	34%	約 485g/人・日	35%

※一人一日あたりの焼却量=年間ごみ焼却量÷将来人口÷365 または 366(日)

④ 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量 (新規目標)

平成 31 年度から組合の新ごみ処理施設が稼働を開始します。

新施設の施設規模は年間焼却量 64,316 トンと設定されており、平成 28 年度の実績 73,715 トンから約 9,400 トンを削減する必要があります。

事業系ごみの削減が計画通りに進んだ場合、平成 31 年度の事業系ごみの排出量は、表 4 及び図 13 に示すように、三市合計で 12,712 トンとなります。

また、家庭系直接搬入ごみ量及び可燃性破碎残さ量については現状のまま推移とした場合、三市合計でそれぞれ 96 トン、923 トンとなります。

以上のような条件下で年間焼却量を 64,316 トン以下に抑えるためには、家庭系可燃ごみの排出量を 50,585 トン以下に抑える必要があります。このときの一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量は約 400 グラムとなります。

目標達成に向けて、市民によるごみの発生抑制、排出抑制などを含む減量化行動を後押しするような施策及び分別の徹底を含むごみの削減に有効な施策を実施していきます。

なお、平成 31 年度の目標達成後も、更なるごみの削減に努めることとします。

表 4 平成 31 年度におけるごみ種類別排出量推計

	事業系ごみ	可燃性破碎残さ	家庭系直接搬入ごみ
海老名市	6,481 t	369 t	31 t
座間市	3,070 t	328 t	36 t
綾瀬市	3,161 t	226 t	29 t
合計	12,712 t	923 t	96 t
総計	13,731 t		
家庭系可燃ごみ量 (三市合計)			50,585 t
人口(三市合計)			345,556 人
一人一日あたり家庭系可燃ごみ量			約 400g

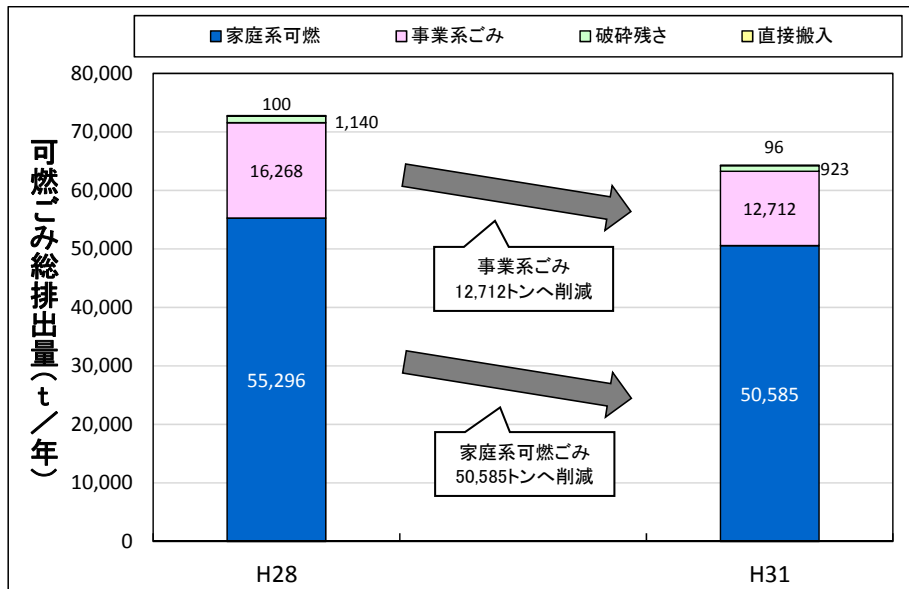


図 13 平成 31 年度における可燃ごみ総排出量の将来見通し

本計画で目指す一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値は、表 5 に示すとおりとします。

表 5 一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量の目標値

	平成 31 年度目標
海老名市	400g/人・日
座間市	
綾瀬市	

⑤ リサイクル率

平成 28 年度における三市のリサイクル率は約 28%から約 31%となっており、国の再生利用率の目標値である約 27%については達成しているものの、県の目標値である約 31%については座間市、綾瀬市で達成できていない状況です。また、各市ともリサイクル率は減少傾向を示しています。

したがって本計画では、引き続き前計画で定めた目標値を目指すこととします。

表 6 リサイクル率の目標値

	目標値	
	平成 33 年度 (中間目標年度)	平成 39 年度 (計画目標年度)
海老名市	約 40%	約 40% (平成 33 年度目標達成後、 平成 39 年度まで維持)
座間市		
綾瀬市		

リサイクル率＝

資源物収集量＋集団資源回収量＋中間処理施設での資源化量（焼却灰の資源化量含む）

総排出量（家庭系ごみ量（可燃ごみ＋不燃ごみ＋粗大ごみ＋資源物＋集団資源回収）＋事業系ごみ量）

今後、リサイクル率をさらに向上させ、目標を達成させるための施策としては、現在課題となっている分別の徹底及びごみの排出抑制等につながる情報提供、啓発などの施策を更に推進していくとともに、資源品目の追加や見直し、各市の実情に応じた効果的な処理ルートの研究等を行っていく必要があります。

⑥ 数値目標まとめ

本計画における目標値をまとめると、表 7 に示すとおりです。

表 7 本計画目標値一覧

項目/目標年度	海老名市	座間市	綾瀬市	三市全体
1.一人一日あたりの家庭系ごみの減量化量（基準年度：平成 22 年度比）				
平成 33 年度	25g/人・日 (達成済につき き現状維持)	20g/人・日 (達成済につき き現状維持)	20g/人・日 (達成済につき き現状維持)	—
平成 39 年度	31g/人・日 (達成済につき き現状維持)	25g/人・日 (達成済につき き現状維持)	25g/人・日 (達成済につき き現状維持)	—
2.事業系ごみの減量化量（基準年度：平成 28 年度）				
平成 33 年度	3,100t/年	1,300t/年	1,500t/年	5,900t/年
平成 39 年度	3,200t/年	1,300t/年 (増加抑制)	1,600t/年	6,100t/年
3.焼却量 ※事業系ごみを含む				
年間焼却量				
平成 33 年度	約 25,000t/年	約 22,000t/年	約 15,000t/年	約 62,000t/年
平成 39 年度	約 24,000t/年	約 21,000t/年	約 14,000t/年	約 59,000t/年
年間焼却量削減率（平成 12 年度比）				
平成 33 年度	約 25%	約 35%	約 28%	約 29%
平成 39 年度	約 26%	約 37%	約 32%	約 32%
一人一日あたりの焼却量				
平成 33 年度	504g/人・日	477g/人・日	486g/人・日	490g/人・日
平成 39 年度	496g/人・日	474g/人・日	482g/人・日	485g/人・日
一人一日あたりの焼却量の削減率				
平成 33 年度	35%	35%	33%	34%
平成 39 年度	36%	35%	33%	35%
4.一人一日あたりの家庭系可燃ごみ量（新規目標）				
平成 31 年度	400g/人・日 ※焼却量削減に向けた可燃ごみの減量目標とします。			—
5.リサイクル率				
平成 33 年度	約 40%			
平成 39 年度	約 40%（平成 31 年度目標達成後、平成 39 年度まで維持）			

4. ごみの排出抑制・減量化・資源化計画

前項で示した各目標の達成に向けて、ごみの発生時点での「排出抑制」や、現在、処理・処分されているものの「再使用(リユース)」、ごみとして処理しなければならないものの「原料としての再資源化(リサイクル)」等を行い、ごみの減量化を進める必要があります。

本計画で実施する施策の概要は以下のとおりです。

1. ごみの排出抑制に関する施策

- ・市民、市民団体や教育機関等への情報提供や、環境学習の機会の提供、情報共有など、双方向でのコミュニケーションを推進するとともに、市民による「ごみの排出抑制」に関する自主的な活動を支援することにより、ごみに関する意識の向上や市民と行政との信頼関係の構築を図り、更なるごみの発生・排出抑制を促進します。

2. ごみ・環境情報の共有化

- ・市民がいつでも、ごみや環境に関する情報に触れ、必要かつ正しい情報を得ることができるよう、さまざまな広報媒体を活用し、積極的な情報提供を行います。また、ごみ処理・処分システムについての情報を公開し、市民との共有化を推進します。

3. ごみの発生・排出を抑制するライフスタイルの普及・啓発活動の推進等

- ・ごみの発生・排出を抑制するライフスタイル、生活環境の更なる向上のため、市民への啓発を推進します。また、市民、事業者及び処理業者等に対し、制度改正等に関する情報提供を行います。

4. ごみの発生・排出抑制(Reduce:リデュース)への支援拡充

- ・ごみの発生・排出抑制を促進するため、市民による「ごみをつくらないライフスタイル」の定着を支援し、必要な情報をさまざまな機会において発信します。また、「生ごみ」については「資源物」と位置付け、減量化、資源化に向けた支援を行います。

5. ごみの適正排出・再使用(Reuse:リユース)・再資源化(Recycle:リサイクル)の推進

- ・三市が目指すべき「望ましいごみ分別と資源化のための区分」についての検討、ごみに関する調査・分析結果を活かし、市民及び事業者に対する分別指導・啓発等を行うことにより、適正なごみの排出の定着を図ります。また、「もの」の再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)を促進するため、これらに関する市民活動の支援や現段階で実施していない資源のリサイクルに関する検討等を行います。

6. 協働のための支援

- ・市民や事業者によるごみの減量化、資源化に関する取り組みを支援するとともに、行政と地域との連携、福祉、学校教育の現場等との連携を強化することにより、関係者のさまざまな取り組みが、より大きな力となるよう支援を行います。また、各市の市民、事業者、行政の三者が一体となった協働推進体制の整備、さらには三市のネットワークの構築による海老名、座間、綾瀬地域の資源循環型社会の構築に向けた支援、取り組みを推進します。

7. 構成三市と組合との連携

- ・構成三市と組合は、行政の責務としてごみ行政の各種の施策を実施するとともに、三市清掃行政連絡協議会を活用しつつ、ごみの減量化、資源化の推進に向けて、更なる連携を図ります。また、海老名市、座間市、綾瀬市、組合に大和市を加えた5団体による相互協力体制確立のため、「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を継続します。

5. 処理計画

ごみの適正な処理を行うための収集、中間処理、最終処分に関する計画は、以下のとおりです。

1. 三市の公平な役割分担

- ・廃棄物関連施設について三市公平な役割分担により整備を進めていきます。

2. 収集・運搬

- ・各市が行う収集・運搬体制について、効率性の向上及び収集による環境への負荷の低減を図ります。また、福祉行政等との連携による収集サービスなど、社会情勢に即した施策の検討・対応を行います。
- ・事業系ごみ処理料金については、「廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきである」との「排出者責任」の考えに則った処理料金の見直しを必要に応じて行うとともに、これまで実施してきた家庭系ごみ有料化に関する検討についても継続します。

3. 中間処理

- ・老朽化した組合の焼却施設と粗大ごみ処理施設を更新し、適正な中間処理体制を整備します。また、適正な施設整備を将来にわたり計画的に行い、安心・安全な処理・処分を行います。

4. 最終処分

- ・現在行っている焼却灰の資源化を継続します。また、埋立が終了した最終処分場の周辺環境への影響について対策の必要性を検討するとともに、最終処分場跡地の有効な利用に向けての調査・検討を行います。

6. その他

本計画の施策を適正に進めるための進行管理及び大規模な災害が発生した際に十分な対応が図れるよう、以下のような検討を進めます。

1. 計画進行管理

- ・本計画の施策を将来にわたって適正に進めるための進行管理を行います。当組合の構成三市及び組合で設置した「三市清掃行政連絡協議会」で適宜検証を行います。

2. 災害廃棄物処理計画

- ・大震災や台風、豪雨等の自然災害、大規模な人的災害等により、通常の処理が不可能な状況が生じた場合に備え、ごみ処理においても十分な防災計画が必要と考えられるため、本計画では災害時における危機管理対応及び災害廃棄物の処理計画整備に関する検討に取り組みます。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

基本方針Ⅰ

- ・市街地における生活排水の処理については、公共下水道によりその処理を行うものとし、処理区域の拡張を行っていきます。

基本方針Ⅱ

- ・下水道処理区域外では、浄化槽法、建築基準法等に基づき合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、単独処理浄化槽を使用している世帯については、合併処理浄化槽への転換を推進します。

基本方針Ⅲ

- ・浄化槽設置者は、浄化槽の処理機能を維持するために適切な維持管理を行う責務があります。また、法定点検を行う必要もあります。したがって、浄化槽の適切な維持管理をさらに向上させるために、設置者に対して助言・指導を行っていきます。

2. 各種計画

1. 発生・排出管理計画

- ・処理対象量に関する情報管理の徹底
- ・合併処理浄化槽の設置促進
- ・浄化槽の適正な維持管理

2. 収集・運搬計画

- ・収集・運搬体制の確保

3. 中間処理計画

- ・適正なし尿・浄化槽汚泥処理の推進
- ・処理施設の環境保全対策

4. 最終処分計画

- ・発生残さは組合焼却施設で処理

5. 事業運営計画

- ・適正な処理体制の確保



本冊子は、古紙パルプ配合率 70%、白色度 70%程度の再生紙を使用しています。
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料「A ランク」のみを用いて作製しています。

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。